

調布市自転車活用推進計画策定検討会設置要綱

第1 設置

調布市自転車活用推進計画（自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の規定に基づき、市が自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画をいう。以下同じ。）の策定に必要な事項について検討するため、調布市自転車活用推進計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調布市自転車活用推進計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に必要な事項

第3 委員

検討会の委員は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 教育、商工又は観光に係る事業を行う機関の代表者 5人以内
- (3) 自転車関連事業者 3人以内
- (4) 交通事業者 4人以内
- (5) 関係行政機関の職員 3人以内
- (6) 都市整備部外環・交通担当部長
- (7) その他市長が必要と認める者 2人以内

第4 委員の任期等

第3に掲げる委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から調布市自転車活用推進計画の策定日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 検討会の運営

検討会に会長及び副会長を置き、会長は学識経験を有する者をもって充てる。

- 2 検討会に副会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 検討会の会議は（以下「会議」という。）、会長が招集する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 7 検討会の議決を要する事項は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

会長が決するところによる。

- 8 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

第6 検討会の運営の特例

第5の規定にかかわらず、会長は、委員の招集が困難であるときは、書面による会議（以下「書面会議」という。）又はオンラインによる会議（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。この場合において、検討会の議決を要する事項は、書面又はオンラインにより意思を表示した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

第7 作業部会

検討会は、第2各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第8 庶務

検討会の庶務は、都市整備部交通対策課において処理をする。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月31日から施行する。
- 2 この要綱は、調布市自転車活用推進計画が策定された日をもって効力を失う。